

証券総合サービス約款集の一部改定のご案内

2021年1月
七十七証券株式会社

第1章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第17条 (取引および残高の報告) (1)~(3) (現行どおり) (4) 当社は、保護預り証券および振替決済制度に基づく有価証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。 ① (現行どおり) ② <u>混合</u> 保管中の債券について「保護預り約款」第5条の規定に基づき決定された償還額 ③ (現行どおり) (5) (現行どおり)	第17条 (取引および残高の報告) (1)~(3) (省略) (4) 当社は、保護預り証券および振替決済制度に基づく有価証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。 ① (省略) ② <u>混蔵</u> 保管中の債券について「保護預り約款」第5条の規定に基づき決定された償還額 ③ (省略) (5) (省略)

第2章 保護預り約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条 (保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ① (現行どおり) ② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で <u>混合</u> して保管します。 ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と <u>混合</u> して保管することがあります。 ④ (現行どおり)	第3条 (保護預り証券の保管方法および保管場所) 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。 ① (省略) ② 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で <u>混蔵</u> して保管します。 ③ 保護預り証券のうち上記②に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と <u>混蔵</u> して保管することがあります。 ④ (省略)
第4条 (混合保管等に関する同意事項) 前条の規定により <u>混合</u> して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。 ①~② (現行どおり)	第4条 (混蔵保管等に関する同意事項) 前条の規定により <u>混蔵</u> して保管する証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取扱います。 ①~② (省略)
第5条 (混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い) <u>混合</u> して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。	第5条 (混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い) <u>混蔵</u> して保管している債券が <u>抽せん</u> 償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。
第8条 (お客さまへの連絡事項) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。 ① (現行どおり) ② <u>混合</u> 保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ③~④ (現行どおり)	第8条 (お客さまへの連絡事項) 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。 ① (省略) ② <u>混蔵</u> 保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額 ③~④ (省略)
第10条 (償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金 (<u>混合</u> 保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同	第10条 (償還金等の代理受領) 保護預り証券の償還金 (<u>混蔵</u> 保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同

新	旧
じ。)または利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、請求に応じて支払います。	じ。)または利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、請求に応じて支払います。

第 3 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第4条 (外国証券の混合寄託等)</p> <p>(1) お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。)は、<u>混合寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下、「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混合寄託</u>するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 上記(2)により<u>混合寄託</u>される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下、「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下、「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (現行どおり)</p>	<p>第4条 (外国証券の混蔵寄託等)</p> <p>(1) お客さまが当社に寄託する外国証券(外国株式等および外国新株予約権を除きます。以下、「寄託証券」といいます。)は、<u>混蔵寄託契約</u>により寄託するものとします。当社が備えるお客さまの口座に当該お客さまが有する数量が記録または記載される外国株式等および外国新株予約権(以下、「振替証券」といいます。)については、当社は諸法令ならびに決済会社の定める諸規則、決定事項および慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。</p> <p>(2) 寄託証券は、当社の名義で決済会社に<u>混蔵寄託</u>するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書換えます。振替証券は、下記(3)に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載または記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載または記録するものとします。</p> <p>(3) 上記(2)により<u>混蔵寄託</u>される寄託証券または決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下、「寄託証券等」といいます。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等または決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下、「現地保管機関」といいます。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令および慣行ならびに現地保管機関の諸規則等に従って保管または管理します。</p> <p>(4) (省 略)</p>
<p>第4条の2 (寄託証券に係る共有権等)</p> <p>(1) 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混合保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第4条の2 (寄託証券に係る共有権等)</p> <p>(1) 当社に外国証券を寄託したお客さまは、当該外国証券および他のお客さまが当社に寄託した同一銘柄の外国証券ならびに当社が決済会社に寄託し決済会社に<u>混蔵保管</u>されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載または記録されたお客さまは、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載または記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客さまに与えられることとなる権利を取得します。</p> <p>(2) (省 略)</p>

第 5 章 国内外貨建債券取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条 (受渡期日)	第2条 (受渡期日)

第 14 章 未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条(1)を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2016年</u>から<u>2023年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2024年</u>から<u>2028年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p>第3条 (非課税管理勘定および継続管理勘定の設定)</p> <p>(1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条および第24条(1)を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>平成28年</u>から<u>平成35年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年および出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>平成36年</u>から<u>平成40年</u>までの各年(お客さまがその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>
<p>第26条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>2017年</u>から<u>2023年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第26条 (非課税口座のみなし開設)</p> <p>(1) <u>平成29年</u>から<u>平成35年</u>までの各年(その年1月1日においてお客さまが20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者または恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p>⑤ <u>お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合</u> その年の1月1日において<u>お客さまが20歳である年の前年12月31日の翌日</u></p> <p>⑥ (番号繰下げ)</p>	<p>第27条 (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑤ (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
<p>附則</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、<u>2023年1月1日</u>より、本文中の「<u>20歳</u>」を「<u>18歳</u>」に、「<u>19歳</u>」を「<u>17歳</u>」に読み替えます。その場合、<u>2023</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
年 1 月 1 日時点で 19 歳、20 歳である者は同日に 18 歳を迎えたものとみなされます。	